

建築系都市計画の観点からの「都市計画法」100年の都市計画史 —学術活動と法制度の創設・改正との関係に着目して

The 100 Years History of City Planning Act. and Relevant Systems from Land Use Planning Perspective
—Focusing on Academic Society and Creation/Revision of Law System

中島 直人 東京大学
Naoto NAKAJIMA

1. 都市計画法制度の節目と世代ごとの役割

都市計画法50年・100年の記念企画として学会ウェブサイトで公開した「都市計画に携わった方々(Who was Who)」132名(欧米の都市計画家を除く)のうち、建築をバックグランドに持った人物は、1858年生まれの山口半六から1935年生まれの森村道美までの34名である。日本の都市計画法制史にとって重要な節目である旧法制定(1919年)と新法制定(1968年)に、現行憲法が制定され、都市計画事務の市町村への委譲を含んだシャウブ勧告(1949年)を受けて、法改正が具体的に検討された時期を加えた3時点でのそれぞれの年齢に基づき、3つの世代別グループに分けてみる(表1)。建築系都市計画の観点からの「都市計画法」100年の見取り図として、まず都市計画法をめぐるこの世代観を共有しておきたい。

(1) 第一世代—旧法をつくった世代

第一世代は1872年生まれの武田伍一から1887年生まれの福田重義までの世代で、旧法制定時には年齢は30を越えていて、すでに建築界での経験を積んできていた人たちである。内田、笠原、福田は1914年に建築学会に設置された建築法規委員会の委員であり、さらにその拡大版として1916年に設置された建築法規審議委員会には佐野が加わっている。この年、佐野は内田と笠原に命じて、建築法案の作成を進めており、これが都市計画旧法の原型となった。つまり、都市計画旧法および市街地建築物法の制定過程に深く関与し、日本の都市計画のレールを敷いた世代である。

この世代は、旧法制定後の1923年に発生した関東大震災を受けて、帝都復興事業に指導的立場で関わり、土地区画整理事業をはじめとする旧法で想定した都市計画技術の適用・発展を試みる機会を得た。1930年代になると、佐野や笠原は満州に渡り、満州国の営

繕、都市計画・建築行政の草創期の指導者にもなった。なお、大阪の市区改正運動、そして都市計画法制定運動をリードし、1920年には論文「都市計画ノ科学的考察」で都市計画分野初の博士号を取得した片岡安(1876-1946)も、この世代の代表的人物である。

(2) 第二世代—旧法を運用・一部改正していく世代

1892年生まれの伊部貞吉から1904年生まれの吉村辰夫までは、旧法制定時には大学卒業直後あるいはまだ学生であった第二世代である。彼らの役割は旧法および市街地建築物法を実際に運用していくことであり、主に区画整理や用途地域などの運用経験に基づいて計画標準を定めたり、旧法の一部改正(住居・工業両専用地区、空地地区制度の追加など)を行うことであった。彼らは皆、東京帝国大学建築学科の出身者で、当時の教室主任の内田祥三の弟子筋で、内務省(1938年に分離した厚生省含む)、建築監督を所管していた警視庁、あるいは東京市や同潤会、住宅営団で都市計画行政、建築行政に携わった行政実務家たちである。しかし、その多くが博士論文を書いていることからも分かるように、学術研究者の顔も併せ持っていた。

例えば、復興院及び復興局技師として活躍した伊部貞吉は、帝都復興土地区画整理事業において、建築的利用という観点からの合理的な面地割の論理がなかったことを反省し、住宅及び商店の間取、採光、経済効果などの技術的考察を通じて土地区画整理の敷地、区廊の標準を根拠づける論文「土地区画整理事業:主として技術的考察」で1929年に学位を取得している。この論文を受けて、1933年には内務省が次官通達「土地区画整理設計標準」を出している。中村寛は同潤会にて東京市深川区猿江裏町の不良住宅地区の改良事業を手掛けたが、これが1927年の不良住宅地区改良法の制定につながり、中村自身も後に「不良住宅地区改良論」で学位取得を果たした。他にも、関東大震災の経験や戦

表1 建築系「都市計画に携わった方々(Who was Who)」

	氏名	生年	没年	出身大学	卒業年	旧法制定時の年齢	シャウブ勧告時の年齢	新法制定時の年齢	主な経歴	主な業績	博士論文のタイトル【学位取得年】
第一世代	山口 半六	1858	1900	エコール・セントラル(パリ)	1879				郵便汽船三会社、文部省技師	東京市区改正、大阪市区改正、長崎市区改正	[1891]
	武田 伍一	1872	1938	東大建築	1897	47			東京帝国大学助教授、京都帝国大学教授、清水組副社長	大阪都市計画調査委員、京都市都市計画事業顧問、大阪市の橋梁・地下鉄の色彩計画	[1915]
	佐野 利器	1880	1956	東大建築	1903	39	69		東京帝国大学教授、帝都復興院建設局長	建築取締規則策定、都市計画法制定運動、帝都復興事業、新京都市計画	家屋耐震構造論 [1915]
	笠原 敏郎	1882	1969	東大建築	1907	37	67	86	内務省都市計画課主任技師、日本大学教授	都市計画法、市街地建築物法の制定、帝都復興事業、溝の都市計画	都市計画ニ於ケル建築的施設ノ基本計画(主トシテ東京ノ場合)ニ就テ [1928]
	内田 祥三	1885	1972	東大建築	1907	34	64	83	東京帝国大学教授、東京帝国大学総長	都市計画法、市街地建築物法の制定、耐震・耐火、東京大学の復興計画	建築構造特に壁体および床に関する研究 [1918]
第二世代	福田 重義	1887	1971	東大建築	1908	32	62	81	東京市技師、東京市建設取締役	「新東京」構想、帝都復興公共建築、横浜開港記念館	—
	伊部 貞吉	1892	1947	東大建築	1916	27			内務省技師、大蔵省技師、鹿島組取締役	帝都復興 土地区画整理事業(一区画の大きさの標準、設計基準づくり)	土地区画整理事業;主として技術的考察 [1929]
	中村 寛	1892	—	東大建築	1917	27	57	76	内務省技師	英國の住居法 同潤会諸施策、不良住宅地区改良法、東北農村住宅調査、改善	不良住宅地区改良論 [1952]
	菱田 厚介	1894	1954	東大建築	1918	25	55		内務省都市計画課主任技師、防空研究所所長	用途地域制の内容の近代化、住居・工業専用地区制、空地地区制、防災・不燃化	火災危険度測定法 [1954]
	石原 審治	1895	1984	東大建築	1919	24	54	73	東京市技師、住宅営団技師、東京市立大学教授	帝都復興事業、中央市場の計画・設計、農家の建築調査、都市美協会	日本農民建築ノ研究 [1943]
	中澤 誠一郎	1896	1986	東大建築	1920	23	53	72	内務省計画局第二技術課長、大阪市立大学教授	大阪駅前家屋火災実験、大阪市立大学工芸系大学づくり、環境アセスメント	建築敷地の需給化とその防止方策 [1947]
	田辺 平学	1898	1954	東大建築	1922	21	51		東京工業大学教授、日本損害保険協会会員	防空、都市不燃化、大火危険度、都市巡回防火講演会	鉄筋コンクリート版ノ基本的事項ニ關スル研究 [1929]
	石井 桂	1898	1983	東大建築	1923	21	51	70	警視庁建築課長、東京市建設局長、衆議院議員	都市防火、建築基準法制定、首都圈整備計画、国土総開發	警視庁行政より見たる東京都下工場建築設論 [1952]
	玉置 豊次郎	1899	1984	東大建築	1923	20	50	69	内務省技師、大阪府建築監督官、大阪市立大学教授	大阪・堺の土地区画整理事業、愛知県内戦復興事業	地方都市建設の歴史研究 [1948]
	藤田 金一郎	1902	1987	東大建築	1926	17	47	66	建設省建築研究所所長、東北大連大学教授	建設省建築研究所都市計画研究室設置、都市大火の研究(輻射熱) 耐火建築物促進法	火災輻射熱延焼と其の防止に関する研究 [1951]
第三世代	市浦 健	1904	1981	東大建築	1928	15	45	64	厚生省技師、住宅営団技師、市浦建築設計事務所	公営・公团住宅の開発、ニュータウン計画(千里等)、住宅生産合理化	共同住宅の平面計画 [1962]
	吉田 安三郎	1904	1972	東大建築	1929	15	45	64	内務省技師、大阪府建築部長、内務省技師	東京都の用途地域・空地地区指定、大阪復興建築、8年住宅団地	大阪市に於ける標準的建築成団とその建築機能に就いて [1955]
	吉村 辰夫	1904	1941	東大建築	1928	15			警視庁建築技師、内務省技師、神奈川県建築課長	空地地区制度、上海・広東の都市計画・建築規則	—
	高山 英華	1910	1999	東大建築	1934	9	39	58	東京大学教授、日本地域開発センター理事長、オリンピック・万博、ニュータウン	都市計画よりみた密度に関する研究 [1949]	都市計画よりみた密度に関する研究 [1949]
	小宮 賢一	1911	1990	東大建築	1934	8	38	57	内務省技師、戦災復興院技師、建設省建築指導課長	建築法草案 戦災都市における土地利用計画標準、建築基準法起草・制定	—
	秀島 乾	1911	1973	早大建築	1936	8	38	57	満州国當局需品局・建築技師、秀島乾都市計畫事務所	新京建設、満州都邑計画法(近隣住区単位)、常盤平団地、主要都市アバイザー	—
	早川 文夫	1912	2006	東大建築	1936	7	37	56	住宅金融公庫、名古屋大学教授	啓蒙書の執筆(生活改善の提案)、木賃アパートの居住・経営調査	現代住宅の平面に対する考察 [1962]
	丹下 健三	1913	2005	東大建築	1938	6	36	55	東京大学教授、丹下健三・都市建築設計事務所代表取締役	東京計画1960、日本万国博覧会マスタープラン、国立屋内総合競技場、東京都新都庁舎	都市の地域構造と建築形態 [1959]
	楠瀬 正太郎	1915	1992	東大建築	1940	4	34	53	建設省計画局、首都圏整備委員会	「ミニミニティ」の道:都市計画一圓地住宅経営、土地利用計画標準、建築基準法運用、オリンピック関連都市計画、多摩ニュータウン、近代建築法規史	市街地の立体的改造方式に関する研究 [1961]
	川名 吉エ門	1915	1998	東大建築	1941	4	34	53	鹿児島大学講師、大阪市立大学教授、東京都立大学教授	阪神都市協議会調査、地方計画、団地設計、宅地審議会専門委員	小学校校舎から見た都市住区構成 [1958]
第四世代	大河原 春雄	1916	1996	東大建築	1938	3	33	52	警視庁、東京理系大学教授	建築基準法運用、オリンピック関連都市計画、多摩ニュータウン、近代建築法規史	東京都の容積地域制について [1966]
	日笠 雄	1920	1997	東大建築	1943		29	48	建設省建築研究所、東京大学教授、東京理科大学教授	生活都市計画、住宅地の計画単位・施設構成論、コミュニケーション論、地区計画制度導入	住宅地の計画単位と施設の構成に関する研究 [1962]
	佐々木 秀彦	1923	2012	東大建築	1947		26	45	建設省建築研究所、国際連合地域開発センター所長	都市防災計画(「総合防災研究」)、開発途上国での防災計画	—
	石原 輝介	1924	1996	東工大建築	1949		25	44	東京工業大学教授、明海大学不動産学部長	社会工学科創設、地建物などの階層別空間価値、生活適応研究、不動産学	住宅施設を中心とする都市開発に関する研究 [1962]
	光吉 健次	1925	2000	東大建築	1950		24	43	九州大学教授、福岡都市研究所所長	小倉駅北口再開発計画、博多駅周辺計画、福岡市営団地計画、アジア都市計画	地方都市の計画と設計における基本的考察 [1971]
	田村 明	1926	2010	東大建築	1950		23	42	横浜市企画調整局長、法政大学教授	横浜の実践的都市づくり(プロジェクト、コントロール、都市デザイン)、自治体まちづくり	宅地開発における開発指導要領の成立過程とその基礎的都市環境整備への効果に関する総合的研究 [1981]
	川上 秀光	1929	2011	東大建築	1954		20	39	東京大学教授、芝浦工業大学教授	同岡中心部の再開発計画、都市計画教育システム	都市基本計画の目標設定・構成内容と開発諸計画 [1971]
	康 炳基	1932	2007	東大建築	1958		17	36	URTEC、漢陽大学教授、大韓國土・都市計画学会長	韓国都市計画学会の第一世代、歩きたい都市づくり市民連帯	巨大都市の人口移動と通勤流動の構造解析及び予測に関する研究 [1970]
	森村 道美	1935	2012	東大建築	1959		14	33	東京大学教授、長岡技術科学大学教授	都市基本計画、土地利用計画、コミュニティレベルの計画技術	地区環境整備のための地区区分論 [1987]

*第二工学部

時体制下での防空の要請を踏まえて、菱田厚介や田辺平学、藤田金一郎らは都市防災分野の確立に実務面、学術面双方から貢献した。さらに内田が主導した近隣住区論やそれに基づく住宅地の計画・設計研究にも、市浦健らをはじめ多くの実務家が参画し、住宅営団設立につながる住宅政策の基礎をつくりあげていった。

(3) 第三世代—旧法から新法への移行を導いた世代
1910年生まれの高山英華は内田の愛弟子として第

二世代とともに戦前から活躍していたが、終戦時に35歳、民主化を目指して再起動した戦後建築・都市計画界をけん引するリーダー役が期待された。高山以下の第三世代は、戦災復興都市計画を実務、学術の両面でリードしつつ、都市計画法改正の検討や建築基準法制定にも携わり、そして1951年の都市計画学会の成立時には実質的な研究活動の担い手となっていた人たちである

戦災復興期に建築基準法のもととなる建築法草案や戦災都市の土地利用計画標準の作成などで中心的な役割を担った。また、土地利用計画の原論としての密度を扱った博士論文を執筆したのは高山自身であった。

近隣住区論を下敷きとしながら計画単位論を探求した日笠端や川名吉工門の研究は、1955年の日本住宅公団の設立前後の状況において、計画・設計実務と深く結びついていた。また、1954年に制定された土地区画整理法に規定された立体換地制度を扱った楠瀬正太郎、1963年に建築基準法の改正で導入された容積地域制の東京都への適用扱った大河原春雄の研究は、ともに新規法制度の設計・運用経験に基づいたものであった。こうした法制度の個々の改良、修正、その学術的整理の蓄積が、1968年の新法の制定に結実していった。

この世代には、秀島乾とともに早稲田の建築系都市計画を育てていく武基雄（1910-2005）や吉阪隆正（1917-1980）、京都大学で地域生活空間計画学を構築していく西山卯三（1911-1994）、日笠端とともに建築研究所の都市計画研究の基礎をつくり、後に横浜国立大学の都市計画講座を担った入澤恒（1919-1992）らが、都市計画の学術や教育に大きな貢献をなした。

1935年生まれの森村以降は、1968年の新法制定後に都市計画界の中核に入っていくことになる、あらかじめ新法があった第四世代ということになる。東京大学では高山、丹下らが主導し、1962年に都市工学科が設立され、1966年に最初の卒業生を輩出する。早稲田大学建築学科の大学院に都市計画専修（武、吉阪）が設置されたのも同年、東京工業大学で石原舜介らを中心となって社会工学科を開設したのは翌1967年である。バックグラウンドとして新たに「都市計画系」を加えた第四世代は、第三世代とともに、新法を軸とした民間都市計画事務所も含めた実務展開のうえで、新法制定時には取り込めなかった地区計画や都市基本計画（マスタープラン）などの制度化に向かっていった。

2. 日本都市計画学会と都市計画法制度との関わり

1951年に日本都市計画学会が創設されて以降は、学会が都市計画の学術面をリードすることになった。学会創設の功労者は土木出身の石川栄耀と造園出身の北村徳太郎であった。彼らは建築系でいえば、第二世代にあたる。建築系は、初代会長・内田祥三、二代会長・笠原敏郎を輩出したが、学会の学術面を担ったのは第三世代の旗手、学会の初代学術担当理事、初代学

会誌編集委員長の高山英華であった。高山は学会誌創刊号に寄せた論説で、「計画技術のよりどころをもつとしっかりしなくてはならない」と指摘した。そして、高山をサポートするかたちで、学会創設以前から都市計画研究連絡会を組織・運営していた日笠端らが学術部幹事、編集委員会委員として加わった。以下、この経緯を踏まえて、学会の組織的学術活動の舞台である学会誌を主な素材として、都市計画法と関連する建築系都市計画、つまり土地利用計画を中心とした変遷⁽¹⁾、第三世代以降の活動の展開を整理する。

■大都市問題研究委員会と首都圈整備法（1956）

旧法の枠組みでは対処できない課題として、市町村、都府県を越えた広域地方計画があり、戦前にも地方計画法制定が検討されていた。学会が創設直後に集中的に取り組んだのは、地方計画を見据えた大都市問題に関する研究であった。1951年度に東京都の委託で過大都市問題に関する資料のとりまとめを委員会形式（委員長：高山）で行ったのが発端とし、1952年度と53年度に建設省技術研究補助金の交付を受けて、高山を主査とした大都市問題研究委員会が設置され、「大都市及び周辺都市の適正規模並びに施設の計画基準に関する研究」（12号、1955年）や「大都市開発の形態とその都市計画的手法に関する理論的研究」（24・25号、1958年）にまとまる研究を展開した。工業的衛星都市化や外周部市街地の計画的開発を結論としたこれらの成果は、1956年の首都圏整備法の制定（東京都のみを対象としていた首都建設法の限界を超えて、対象区域1都7県に拡大した）や1958年の第一次首都圏整備計画の策定（ただし、市街地外周に対して近郊地帯を設定し、開発を抑制しようとした点は、学会の調査の結論とは異なっている）に直接的な影響を与えた。

■建築基準法改正による容積地区制度導入（1963）

市街地建築物法に代わって1950年に公布された建築基準法の制定過程では、容積地域制の全面適用が検討されたが、機が熟さず見送られた。しかし、早速1951年度の建設省科学技術研究課題に「容積地域に関する研究」が採択され、主任に北村徳太郎（学会副会長）、副主任に高山という体制で「容積地域に関する研究会」が組織された。この研究会は、都市の容積構成の実態調査、容積基準例の作成、容積地域に関する制度の収集分析を精力的に実施した。成果は学会誌の2号、3号に連続して掲載された。以降、主に建築学会を中心に都市の高層化と容積地域制の研究が進められたが、学会誌『都市計画』にも、容積地域制の基礎論

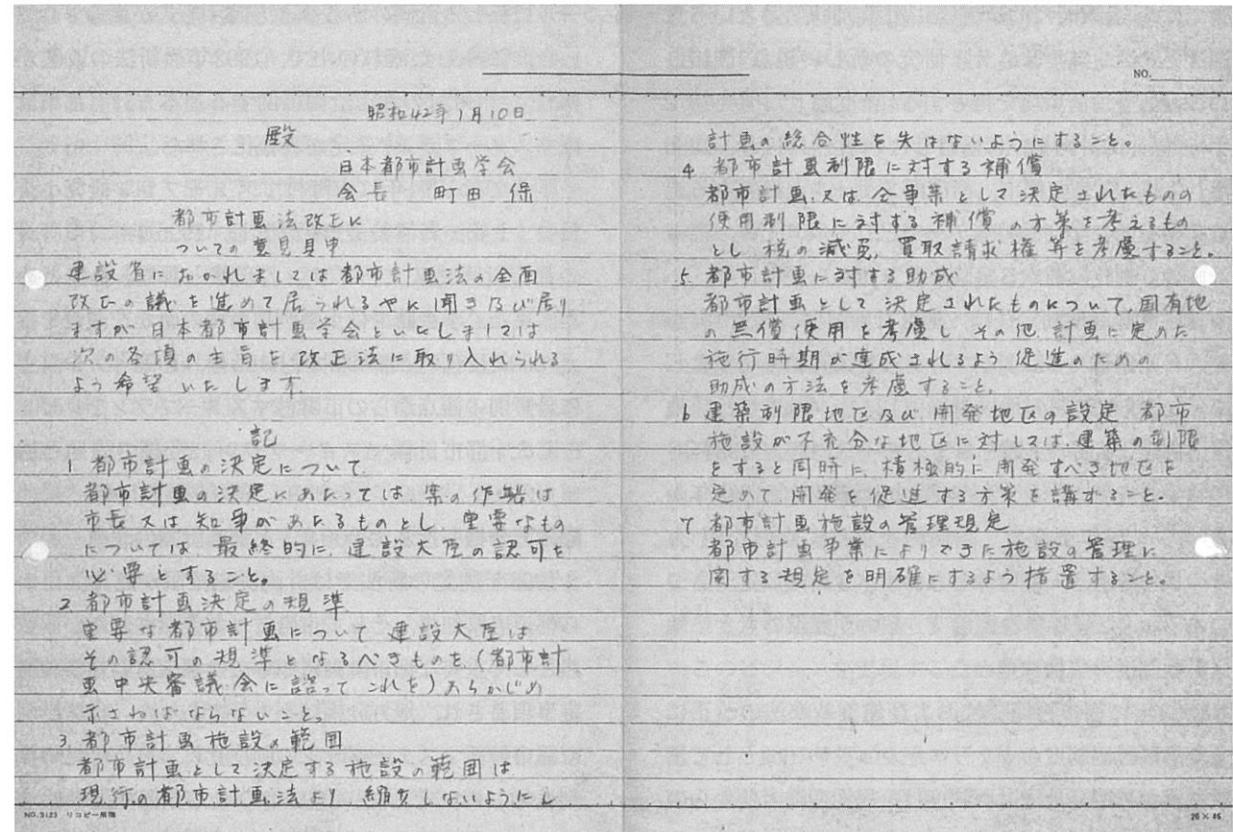


図1 都市計画法改正についての意見具申書案（1967年2月8日定例理事会資料、日本都市計画学会蔵）

となつた伊藤滋の博士論文「都市計画における発生交通量に関する方法論的研究」（1962年）の第2部を基にした長編の論文が掲載された（42号、1964年）。1963年の建築基準法改正、容積地区制度導入の際には、都市計画学会も東京都に対して容積地域制採用の意見を提出するなど法改正を後押しした。

■新法制定（1968）を巡る都市計画学会の対応

1965年10月25日に開催された学会臨時理事会にて、建設省参事官、都市計画課長から都市計画法改正にあたっての現行法（旧法）の問題点についての説明があった。1) 都市計画に関する広域的配慮、2) 市街化すべき区域と市街化を抑制すべき区域の設定の必要、3) 地域地区の内容改善の必要、4) 土地利用の規制の方法の改善の必要であり、さらに都市計画の権限や事務の配分についても論点とされた。学会ではこれを受け、当時の学会長・町田保を委員長とする都市計画法改正に関する特別委員会を設置し、1967年2月17日に都市計画法改正についての意見具申書を建設大臣に提出した。理事会で示された案から判断すると、その内容は、都市計画の権限を都道府県や市町村に下しつつも国の関与を担保することを意図した地方分権に消極的な意見も含んでいたが、都市施設の不充分な地区に対する建築制限地区と積極的な開発を進める方策を

講じる開発地区の設定なども提言された。

もっとも郊外統制という点については、意見具申書以前に、学会誌31号（1961）に17頁にわたって掲載された石田頼房「大都市周辺地域の散落状市街化の規制手法に関する研究」での3区域区分、当時の副学会長・石原憲治を委員長、高山らを副委員長として、東京大学、東京工業大学、早稲田大学、建築研究所の共同で取り組んだ「大都市周辺地区的開発・規制に関する研究」（34・35号、1962）での特別都市計画法に基づく緑地地域の実態調査と非市街化区域での規制強化の提案など、検討を重ねてきた経緯があった。

新法制定後は、学会誌では継続的に「新都市計画法を考える」（61号、1969年）、「都市の土地利用計画論」（104号、1978年）、「都市計画法施行10年の歩みと今後の展望」（119号、1982年）といった特集を組み、新法の肝であった線引き制度を中心に運用実態のレビューを行い、「都市計画制度について反省、見直し」（119号特集巻頭文）を続けたのである。

■スケールの詳細化と地区計画制度（1980）

新法が経験した大きな改正一つは、1980年の地区計画制度の導入であった。具体的な制度設計の過程では、日本建築センターによる西ドイツの地区詳細計画の研究に端を発する一連の研究が基礎をなしたが、学

会では、「鳥瞰図の世界から虫眼図の世界へ」という意図を込めた「コミュニティ研究の新しい視点」(71号、1972年)や生活環境を再考する「密度論」(73号、1972年), 媒介的計画単位に着目した「街区」(111号、1980年)など, 従来の都市, 都市圏スケールとは異なる視点を積極的に学会誌特集テーマとして取り上げ, 都市計画の詳細化に関する議論を多方面から提起した。

地区計画制度制定後は, 地区計画制度研究会(林泰義, 日端康雄ら)によるアンケート調査結果を核として, 「実践初動期の地区計画」(124号, 1983年), 「地区計画—3年間の実践をふまえてー」(132号, 1984年)の特集号を組んだ。「今日の都市計画制度は1968年から早くも16年を経て, 長期的な視点に立ちながら, その根本をもう一度吟味しなおすべき時期に近づきつつある」(132号特集巻頭論文)という認識のもと, 地区計画制度の実像に迫った。

1988年に都市再開発法および建築基準法の改正により地区計画制度のヴァリエーションの一つとして創設された再開発地区計画制度は, 民間開発者側からの計画提案に基づく緩和型の詳細計画として, 従来の都市計画制度にはない革新的な制度であった。学会は, 1982年度に建設省から受託した「住宅地等の高度利用方策検討調査」(川上秀光委員長)での既存都市計画を白紙化して考える「スーパー都市計画」の提言以降, この制度創設に関与し, 1987年・88年度には建設省その他から「特定面開発地区調査」(川上秀光委員長)を受託し, 立法サイドと並行して制度化を検討した。そうした経緯もあり, 学会誌でも「都市づくりにおける公共と民間一転換期の都市計画」(146号, 1987年), 「再開発地区計画」(177号, 1992年)を扱った。

■新たな大都市問題とマスタープラン(1992年)

「大都市既成市街地の整備と再生」(125号, 1983年)では, 「新たな大都市問題」として, 既成市街地の都市構造, 社会構造の変容と整備の論点が整理された。以降, 市街地再開発事業ではない「柔らかい再開発」を扱った「大都市既成市街地の改善型整備」(143号, 1986年), 都心部の定住人口の空洞化を背景とした「都心居住と都市計画」(158号, 1989年)などが議論された。「柔らかい事業手法は, その裏付けとしてのマスタープランによって公共性を担保」(208号, 特集巻頭論文)することが期待された一方で, 「都市基本計画のありかたを考える」(139号, 1986年)では, 地区計画制度に結実した地区ワイドの計画に対して, それらを総合的に展開していく仕組みとしての都市スケ

ールに係わる計画のあるべき方向, 形式が議論されていた。こうした流れの中で, 1992年の新法の改正があり, 「市町村の都市計画に関する基本方針」(都市計画マスタープラン)策定が義務化された

学会では1994年に市町村マスタープラン研究小委員会(主査・森村美美)を設置し, 1996年に『市町村の都市計画マスタープランの現状と課題』をまとめた。また, 学会誌では土地利用計画の新たな潮流を捉えた「成長管理と都市計画」(192号, 1995年)や, 主に分野別の観点からの市町村マスタープランをレビューした「都市計画マスタープラン—今後の課題と展望」(219号, 1999年)を組み, 議論を展開した。

■地方分権一括法(2000年)と都市計画の改革

1968年制定の新法では計画決定権限が建設大臣から都道府県知事, そして市町村へと委譲されたが, 依然として重要な都市計画については都道府県知事の決定事項とされ, 地方分権は不十分であった。地区計画や都市計画マスタープランの制度化により市町村の役割は増した。そして, 1995年の地方分権推進法に始まり, 2000年の地方分権推進一括法に至る一連の改革で市町村主体の都市計画体系へと移行していった。

学会では, 1989年に「都市計画決定に関与する国, 都道府県, 市町村の役割分担に関する研究小委員会」, 1996年に「地方分権研究小委員会」(大村謙二郎, 有田智一ら)を組織し, ワークショップ, 座談会, アンケート調査などを実施した。学会誌では「地方分権社会と都市計画」(212号, 1998年)が編まれたが, その巻頭言で石田頼房はシャウブ勧告に触れ, 「勧告から48年, 1968年都市計画法で不十分ながら都市計画権限が都道府県と市町村に委譲されてからでさえ20年がたった現在でも, これらの点が解決されていないことはと, 都市計画学会は何をしてきたのかと問われる問題である」と自責を込めて厳しく指摘した。「地方分権研究小委員会」は議論の過程を『都市計画の地方分権』(学芸出版社, 1999年)にとりまとめ, 世に問うた。

■規制緩和と都市再生特別措置法(2002年)

1980年代以降の世界的な新自由主義経済の潮流, バブル崩壊後の日本の経済状況を背景として, 都市計画分野でも規制緩和が唱えられるようになった。学会誌でも「都市計画分野にかかる規制緩和の諸問題」(195号, 1995年)特集を組んだ。規制緩和論に対しても都市計画の立場から意見表明を行うためには, 「豊かな都市生活及び機能的な都市活動を確保するために必要な規制とは何か, その根拠と内容について, 理論

的な整理」(195号特集巻頭論文)が必要とされた。

2002年には都市の競争力という観点から規制緩和と民間主導による都市再生事業を促進する都市再生特別措置法が制定され, 大都市中心部の景観が変容し始めた。学会では, 都市空間像の視点から都市再生事業を批判的に検証した「都市再生政策は都市空間をどのように変えるのか」(241号, 2003年), 規制緩和のみならず, 地方分権や計画論の観点から都市再生の可能性を探った「都市計画における特区・提案制度」(258号, 2005年), さらに東京を対象として都市再生の実像を描いた「21世紀初頭のトーキョーI—エリア化する都市開発と暮らし」(307号, 2014年), 「21世紀初頭のトーキョーII—世界都市トーキョーにおける都市計画制度の役割」(308号, 2014年)で, 変わりゆく都市政策と空間を継続的に議論してきている。

■都市計画法制度の抜本改正に向けて

1998年, 地方分権への対応と並行して, 「都市を巡る状況が大きく変化するこの時期に, 21世紀の都市計画体系・制度について積極的に提言を行っていく」「都市整備研究委員会」が学会内に設置された。学会常置委員会の正・副委員長, 担当理事, 都市計画中央審議会計画制度小委員会メンバーが委員に就任し, 1999年11月に提言書を建設省に提出した。内容は都道府県マスタープラン制度や既成市街地再整備のための新たな制度の創設から, 都市計画区域外の規制強化

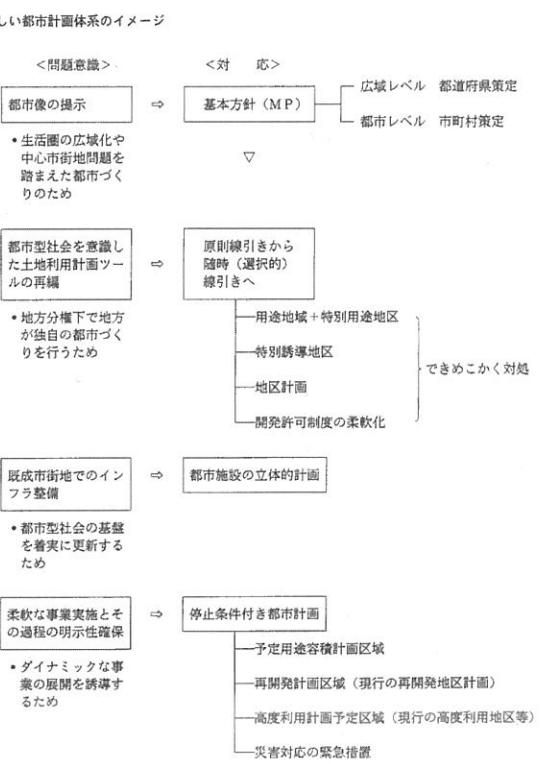


図2 新しい都市計画体系のイメージ(222号, 1999年)

や線引き制度の見直し, 環境問題等への対応強化, 都市計画の決定システムの合理化など全般にわたった。

学会では, 創立50周年, そして21世紀を迎えるにあたって, これからの都市計画に対するビジョンを「日本都市計画21世紀ビジョン」(228号, 2000年), 「新世纪の都市づくりビジョン」(2002年), 『明日の都市づくり その実践的ビジョン』(日端康雄・北沢猛編著, 慶應義塾大学出版会, 2002年)として提示した。「画一的で開発重視の都市計画」に代わる, 目指すべき都市像と都市システム, ルールや仕組み, プロセス等の刷新が提案された。そこでは「脱工業社会の都市の土地利用計画の目標は, 基本的に, 多様な用途の共存を成り立たせる空間秩序である。多様な用途が共存し, 三次元空間のデザインシステムを導入した脱ゾーニング型土地利用制度の確立が必要である」とされた。

このビジョンを実現するための研究分科会活動の一つとして, 2004年10月に「計画制度研究分科会」が設置され, 2007年度の大会ワークショップでの議論を経て, 「都市計画制度を構想する—2019年都市計画法に向けた課題」(272号, 2008年)で成果を取りまとめた。新法が抱え続けた構造的課題と現代の都市計画が向き合うべき新しい課題, 具体的には広域的土地区画コントロール, 景観・文化財施策との一体化, 成熟する市民社会における意思決定や参加等に対しての様々な提案をレビューしながら, 新しい都市計画制度, 「都市計画法誕生100年までに行われるであろう抜本改正」に向けた議論の素材を提供した。重要なのは, 「制度改正について, 最も核となるべき団体としての都市計画学会が, その役割を十分に果たしているとはいえないのではないか?」「従来の提案には何がかけていたのか, またアカデミアや実務家として何をすべきなのか, できるのか?」という問題意識のもと, 単に構想を発表するだけでなく, 「るべきアクション」についても見取り図を示したことである。まとめの一つとして, 「これまでの制度改革がどのような研究成果や議論にもとづいて, またどのような政治過程をへて誰の意向を反映して行われてきたのか? 制度改正を本当に我々, 都市計画の研究者・実務家が主導するならば, その過程についても強い関心を持つことが不可欠だろう」との指摘もなされている。それは本稿が書かれた理由でもある。

補注

- (1) 学会誌では, 都市計画法制度との関連で土地利用計画以外にも様々な特集が組まれた。建築系都市計画という範疇で言えば, 都市防災や災害復興, 密集市街地改善, 中心市街地活性化, 景観なども, 継続的に議論されてきたテーマである。